

平成22年5月28日

第2183号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 建設業の許可の取り消し（269・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了（270・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（271・由利地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 消防設備士に対する講習の実施（総合防災課）…………… 2
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（総合防災課）…………… 3
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（42）…………… 5
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（43）…………… 5
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（44）…………… 5

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 6

告 示

秋田県告示第269号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年5月12日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社金野組
南秋田郡五城目町高崎字田中314番地
代表取締役 金 野 栄
秋田県知事許可（般-17）第3611号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年5月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年3月10日付け指令秋建-2-56で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
男鹿市船越字サッピ33番地3
有限会社三保興業 代表取締役 仲 村 正
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

男鹿市船越字杉山476番、477番、478番、479番

秋田県告示第271号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年5月13日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社金子製瓦所
にかほ市両前寺字山田下14番地
代表取締役 金 子 真 一
秋田県知事許可（般-17）第11085号
- 3 処分の内容
建築工事業及び屋根工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年5月12日付けで建築工事業及び屋根工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、次のとおり平成22年度の消防設備士に対する講習を実施するので、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（平成16年9月29日消防庁告示第25号）第4の1の規定に基づき、公示する。

平成22年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 講習の実施区分

| 講習区分 | 対象となる免状の種類 |
|--------------|---|
| 消火設備 | 第1類の甲・乙種消防設備士、第2類の甲・乙種消防設備士、第3類の甲・乙種消防設備士 |
| 警報設備 | 第4類の甲・乙種消防設備士及び第7類の乙種消防設備士 |
| 避難設備 ・消火器 | 第5類の甲・乙種消防設備士及び第6類の乙種消防設備士 |

2 講習日時・場所

| 講習区分 | 日 時 | 場 所 |
|--------------|---|-------------------------|
| 消火設備 | 平成22年7月12日（月） 午前9時30分から午後5時30分まで | 秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館 |
| 警報設備 | 平成22年7月14日（水）から同月15日（木） 午前9時30分から午後5時30分まで | |
| 避難設備 ・消火器 | 平成22年7月16日（金） 午前9時30分から午後5時30分まで | |

3 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 上記の講習を受けた日から5年以内の者

4 受講申請書の配布場所

- (1) 社団法人秋田県消防設備保守協会（秋田市中通六丁目7番9号 秋田県畜産会館3階）
- (2) 秋田県総務部総合防災課（秋田市山王三丁目1番1号）
- (3) 各消防本部予防担当課

5 受講申請書の受付

- (1) 受付期間等
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成22年6月2日(水)から同月30日(水)までの午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 受付場所
社団法人秋田県消防設備保守協会
- (3) 提出書類
ア 受講申請書
イ 写真(受講申請書提出前6か月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもの1枚)
ウ 受講はがき(受講票)に住所及び氏名を記入し、50円切手を貼付のこと。
- 6 受講手数料
(1) 受講手数料の額
7,000円
(2) 納付方法
受講申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 7 受講時に持参するもの
消防設備士免状、受講票、筆記用具
- 8 講習についての問い合わせ先
社団法人秋田県消防設備保守協会(電話018-835-5880)又は秋田県総務部総合防災課(電話018-860-4565)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、次のとおり平成22年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目(昭和62年11月24日消防庁告示第4号)第3の1の規定に基づき、公示する。

平成22年5月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の種別、期日、時間及び場所

| | | | |
|----------|----------|------------------------|--|
| 給油取扱所 | 平成22年 | 午前9時から正午まで | 能代市文化会館 秋田市文化会館 湯沢雄勝広域交流センター 大館市立中央公民館 由利本荘市市民交流学習センター 秋田市文化会館 男鹿市民文化会館 大仙市大曲交流センター 秋田市文化会館 平鹿生涯学習センター 鹿角市交流センター |
| | 7月21日(水) | | |
| | 7月23日(金) | | |
| | 7月27日(火) | | |
| | 8月3日(火) | | |
| | 8月5日(木) | | |
| | 8月9日(月) | | |
| | 8月20日(金) | | |
| | 8月24日(火) | | |
| | 8月26日(木) | | |
| 9月6日(月) | | | |
| 9月10日(金) | | | |
| 石油コンビナート | 平成22年 | 午前9時から正午まで | 男鹿市民文化会館 秋田市文化会館 |
| | 8月20日(金) | | |
| 一般(その他) | 平成22年 | 午後1時30分から 午後4時30分まで | 能代市文化会館 秋田市文化会館 湯沢雄勝広域交流センター 大館市立中央公民館 由利本荘市市民交流学習センター 秋田市文化会館 男鹿市民文化会館 |
| | 7月21日(水) | | |
| | 7月23日(金) | | |
| | 7月27日(火) | | |
| | 8月3日(火) | | |
| | 8月5日(木) | | |
| | 8月9日(月) | | |
| 8月20日(金) | | | |

| | | | |
|--|----------|---|-------------|
| | 8月24日(火) | 〃 | 大仙市大曲交流センター |
| | 8月26日(木) | 〃 | 秋田市文化会館 |
| | 9月6日(月) | 〃 | 平鹿生涯学習センター |
| | 9月10日(金) | 〃 | 鹿角交流センター |
| | 9月16日(木) | 〃 | 秋田市文化会館 |

2 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

3 受講資格

製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

4 受講申請に必要な書類

受講申請書及び証紙納付書

5 受講申請書の配布等

(1) 配布期間等

日曜日及び土曜日を除き、平成22年6月14日(月)から同月25日(金)までの期間の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市山王三丁目7番21号秋田県石油会館3階)又は県内の危険物安全協会

6 受講申請書の受付

(1) 受付期間等

日曜日及び土曜日を除き、平成22年6月14日(月)から同月25日(金)までの期間の午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

社団法人秋田県危険物安全協会連合会

郵送による申込の場合は、申請書の受講票に住所及び氏名を記入し、50円切手を貼付のうえ、郵送すること。

7 受講手数料

(1) 受講手数料の額

4,700円

(2) 納付方法

秋田県証紙または振込(振込の場合は社団法人秋田県危険物安全協会連合会専用の振込用紙による。)により納付すること。

8 講習についての問い合わせ先

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(電話018-867-2245)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成22年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 健康支援かけはし

3 代表者の氏名

真坂政悦

4 主たる事務所の所在地

由利本荘市川口字家後78番地1吉尾ビル2階

5 定款に記載された目的

この法人は、健康や体調に不安を抱えている人や元気になりたいと望んでいる人に対し、診療、健康管理、食生活や運動のしかた等について、指導やアドバイス等を行い、市民の「健康で明るく楽しい生活の実現」に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秋田県仙南土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年5月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年 5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

| | | | |
|---|--------------------|-----------------|-------|
| 「 | ケアハウスウエルハ ウス御所野 | 秋田市御所野下堤五丁目一番七号 | を |
| 「 | ケアハウスウエルハ ウス御所野 | 秋田市御所野下堤五丁目一番七号 | に改める。 |
| | 特別養護老人ホーム 八橋 | 秋田市八橋一丁目一番四号 | |
| 」 | | | 」 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年 5月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| | |
|--|---------|
| 50分の1の数 | 18,618 |
| 3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 221,812 |

秋選管告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年 5月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| | |
|--------|--------|
| 選挙区別 | |
| 秋田市 | 89,371 |
| 能代市山本郡 | 26,478 |
| 横手市 | 28,194 |
| 大館市 | 22,525 |
| 男鹿市 | 9,678 |
| 湯沢市雄勝郡 | 20,686 |
| 鹿角市鹿角郡 | 11,745 |
| 由利本荘市 | 24,232 |

| | |
|----------|--------|
| 潟上市 | 9,670 |
| 大仙市仙北郡 | 32,036 |
| 北秋田市北秋田郡 | 11,634 |
| にかほ市 | 7,777 |
| 仙北市 | 8,647 |
| 南秋田郡 | 7,622 |

人事委員会規則

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一男鹿市本庁の項中、「室長」を削り、「及び係長」を「及び班長」に、「財政課長補佐、総務文書係長、職員係長、財政係長」を「財政課において財政計画の企画の事務を担当する課長補佐、総務班長、人事班長、財政班長」に改め、同表男鹿市出先機関の項中「総務医事係長」を「総務医事班長」に改め、同表羽後町本庁の項中「議会議務局局長」を「議会議務局局長、主席参事」に改め、同表羽後町出先機関の項中「中央公民館館長」「図書館館長」「民話伝承館館長」を「中央公民館館長、主席参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

| | | | |
|-----|---|---|---|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|

平成22年3月31日（号外第5号）公布の人事委員会規則（人事委員会規則7-0（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

| | | | |
|---|------------|---------|---------|
| 3 | 終わりから17～18 | 備考第一項とし | 備考第一項とし |
|---|------------|---------|---------|

| | | |
|------|----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |